(傍線部分は改正部分)

号の二から第十一号までに掲げ がおいりである労働条件のう に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に規定するもののほか、労働契 に対して明示しなけ は、使用者	平勺用引つご分動者が分動平勺去筒上し条筒一頁つ適用(略) (略) (略) で従事すべき業務の変更の範囲を含む。)	の三 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 (就業の場 一の三 就の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。) 条第一項に規定する通算契約期間をいう。)又は有期労働契約の二 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項 (通算 一の二 期の二 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項 (通算 一の二 期 の二 では この形でない	<ul><li>この表に</li><li>の締結の場別</li><li>場下この場別</li><li>場下この条に</li><li>の締結が</li><li>が下この条に</li><li>はなければなら</li><li>にっいては</li><li>にっいては</li><li>にっいて</li><li>にっいて</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた</li><li>にっいた<th>改 正 後</th></li></ul>	改 正 後
	) (略)	() 業の場所及び従事すべき業務に関する事項 () 間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関す	においては、この限りでない。	改正前

6 る事項につ お ては、 の契約期 この V 間 7 は、 内に労働者が労働契約法第十八条第 限りでない。 使用者がこれ らに 関 する定め を Ū 項 な 0 V 場 無 期 一合に

新設

めの類の無は、 換申込みをすることができることとなる有期労働契約 第 合においては、 無期転 号 ない とする。 の三から 第三項に規定するもののほか、 換申込みに 労働契約の 第四 法第十五条第一 号まで 内 関する事項並びに当該申 容である労働条件 に掲げる事項 る労働条件のうち第一項第一号及び項並びに当該申込みに係る期間の定のほか、労働契約法第十八条第一項光一項後段の厚生労働省令で定める事 , 給に関する事 項 ぐを除 転

2 第二十 四条の二の二 略

次に掲げるものとする。法第三十八条の三第一項 第一項第六号の厚生労働省令で定める事 項 は

け 間 項 ればならないこと及び当該同意をしなかつため働したものとみなすことについて当該労働 て解雇その他不 第一号に掲げる業務に就かせたときは 使用者は、 法第三十八 八条の三 第一 項 は  $\mathcal{O}$ なら 同 規 定に 項第二号に つた当該労働 な 者 ょ ٧V 0 ŋ 同 労 掲げる時の場合を同 信意を得 者に 対な

四三二 前号の「 同 意の 撤 回利 [に関する手続]益な取扱いをして

(略)

- 法第三十八条の三第一項第四号に規定する労働者の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存する 間 使用者は、 の状況並びに当 置の実施状況 次に 掲げる事項に関する労働 該 労働者の健 康及び福祉 者ごとの記 を 確 保するため すること。 録 歌を前号 労働 の時

口 法第三十八条の三 処理に関する措置の第三十八条の三第 Ø -実施状況
項第五号に規定する労働 回施 者 カコ 5 0 苦

ハ 号 0 同 意及び その

4

第二十四条の二 の 二 略

3 2 (略)

次に掲げるものとする。 法第三十八条の三第一項第六号の厚生労働省令で定める事項

は

新設

二使用者は、 『一一一一一一一一日日本の日本の建東及び国山へででで、 間の状況並びに当該労働者の建東及び国山へである労働者の労働時イ 法第三十八条の三第一項第四号に規定する労働者の労働時の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。 伊用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号

情 措 法第三十八条の三第一措置として講じた措置向の状況並びに当該労働 この処理 に 関 はする措 置 とし 項 第五号に規定する労働者 7 講 た措 から 0)

新設

略

4

第二十 3 2 第二十四条の二 第二十四条の二 第二十四条の二の二の二 四三 らの でに掲げる事 らの でに掲げる事 有効期 ない。 有効期間 当該変更の内容について説明を行うこと。 三十八条の四第一 第二号に掲げる労働者の範囲法第三十八条の四第一項第 次に掲げるものとする。 法第三十八条の な 0 口 兀 間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための・ 法第三十八条の四第一項第四号に規定する労働者の労働時済効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号 る賃金制度を変更する場合にあつては、 兀 措置の実施状況 使用者は、 条の二の四第四項において :の処理に関する措置の実施状況 法第三十八条の四第一項第五号に規定: 条 法第三十八条の 間 の 二 中 中 項に の 三 0) 及び当 及び当該 項  $\mathcal{O}$ 兀 対象労働者に適用される評価制度及びこれに対応 関 兀 関 0) 第一 項第六号の同意の撤回に関する手続 該 する労働者ごとの する労働者ごとの記録を作成 法第三十八条の四第二項第一 的有効期 有効期間 兀 略 第一項第六号 項 使 使用者は 、第七号の厚生労働省令で定める事 用 間の 者 四に属する労働者の一号に掲げる業務 0 は 満了後 対象労働者」 満了後五年間 前条第三項第四 前 条第三 の同 記 五. 録 げる業務に 意及び 年間 を 作成 項 する労働 労使委員会に対 という。 保 第 保 (次号及び 号の規定による į 存 匹 そ 存 | 号イ 0) 従 号 なけ なけ 1 撤 者 事 同 同 項 か する同 項第三号 からハま か 口 第三号 分労働時 第二 ń らハ 0) ħ 5 ば 法 項 0) ば ま 十項 苦 第 は な 3 2 第二十四条の二 第二十四条の二 (新設) (新設) (新設 (新設 次に掲げるものとする。法第三十八条の四第一項 間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するためのイ 法第三十八条の四第一項第四号に規定する労働者の労働時の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号 情の処理に関する措置として講じた措置 措置として講じた措 法第三十八条の四 法第三十八条の四第一 の 四 の 三 第一項 法第三十八条の四第二項第 略 第一 置 第七号の厚生労働省令で定める事 項第六号の同意 項 第五号に規定する労働 一号の規定による 者 カン 6 項 0 苦 は

にる指 一づくも 以 外 の法 0) 者 第 であ 匹 0 V 0 て行わ て は ならない。 なけ 一号に 規定する監 れ ば な 5 ず 督 ま 又 た は 管 使 理 用 0 者 地 位  $\mathcal{O}$ 意 に 向あ

2

2 五. 作成して、これをその 年 する決議及び 法 (委員 こついて 一十八条の一 会における委員の五分の四 は、 労使委員会の決議並びに第二十五条の二に規定れをその開催の日(法第三十八条の四第一項に 使用者は、 兀 第二項第二号の 労使委員 規 以上 会の 定 に 開 一の多数 ょ 催 る 0 議 による議 都 事 度 録 そ  $\mathcal{O}$ 0 作 完結の日 が行 が行 議 成 l 事 及 す て 規録び

4 3 ロ イ 規 労使委員会 程が定めら 法 第三 + 会の 八 れていることとす 条 運  $\mathcal{O}$ 営に 兀 第二 関する事項として次に 項 第三 うる。 一号の 厚 生 労 働 · 掲 げ 省 令 るも で 定め  $\bar{\mathcal{O}}$ る に 関 要 件 す は る

使 委員 会の 招 集、 定足数及び議 事 に 関 す る 事 項

度 0 対 7象 労働 内容  $\mathcal{O}$ 使用 者に適 者からの 1からの説明に関する事2用される評価制度及び 度及びこれ 項 に 対応 ずる 賃 金 制

制 度 0 趣 確 保に 関 ける 事 項

開 催 頻 度を六 を六箇に沿 回月以内ごとに一回口のた適正な運用の 回の とすること。

ホニハ て 必 1 要な事 からニ 項 ま で に 掲 げ るも 0  $\mathcal{O}$ ほ か、 使 委員 会 0 運 営に 0

6 略

7 5 とが れ た委員が労使 できるよう必 用 者 は 法 委員 第三 要な配 会の 八 決議等 慮を行 条 0 兀 第二 わ に 関する事 な 項 け れ 第 ば ならな 務 뭉 を円滑 0) 規 定 に 遂 ょ ŋ 行 指 す るこ ! 名さ

第四月、同日 四月、同日 日 条第一 の内に一 兀 ょ ŋ 条 の 二 所回項 に  $\mathcal{O}$ 轄 労働 及 規 五. び定 とする決定する決定 基準 法 第三 ・監督署長に 議十 一年以内ごとに議の有効期間の始下八条の四第四項 .しなければなら とに一回、様式、の始期から起算 . 項の規定に L ない。 る報 L 一三号 告 の簡は

> る指 者は、 外 の法 者 第 に 兀 0 + 一条 11 て 第二 行 わ 号に な け 規定する監督又 れ ば ならな は 管 理 0 地 位 に

> > あ

保存に の完結 る決議が行 る労使委員会に b 定する決議 を作成して、こ 起 法 算し 第 の 日 0 いて + て (第五十-〈会における委員の五分の四以上の多数による議及び労使委員会の決議並びに第二十五条の二にに、これをその開催の日(法第三十八条の四第一では、使用者は、労使委員会の開催の都度そのご われた会議 Ŧī. 八 年 条 間 0) 保 兀 -六条第一 存 第 項 第二 にあつては、当該決議に係分の四以上の多数による議 号 ばならな 0 (法第三十八条の四第一項 一号の完結 規 定による 0 日 議 をいう。 事 録 に係る書  $\mathcal{O}$ 作 決 規 議 成 に 定 に 事 及 か面よす規 録び

4 3 11 て必要な 労使委員会の 法第三十 八 事 条 項 に 招  $\mathcal{O}$ 関 集 兀 第二 する規程が定められていることとする。、、定足数、議事その他労使委員会の運営 項 第三 一号の 厚 生 他労使委員会の運営 一労 働 省令で定 める 要 つは

(新設)

新 設

(新設)

新

設

(5) 新 設 6 略

第二十四条 よ内 り、 に 同 条第 所回、 の 二 轄 労及項二 基 そ 規 五. 準の 定 後一る 監 法 第三 督 署 年 決 長 以議十 以内ごとに一職が行われた 一八条の四第 にし なけ れ一た第 ば回日四 から起算して六箇1項の規定による報 ならない。 様 式第十二 0 四月告 に以は

2 及びその撤回の実施状況について行うもの、び福祉を確保するための措置の実施状況並び、場に規定する労働者の労働時間の状況並び、場第三十八条の四第四項の規定による報 ものとする。 びに当る 告 該 労働 同 第 条 六号 者 0 健 項  $\mathcal{O}$ 同意 及 四

第三十 ればならない。 、同条第一項の<sup>1</sup> ・同条第一項の<sup>1</sup> 匹 決 号の三により、 議 の法 有効期間の始期から起算して六箇月以第四十一条の二第二項の規定による報 所轄労働基準監督署長にし なけ 内に

用する。こう! 第三十四条の二の三 2 か まで」とあるの 法第四十一条の二第一第二十四条の二の四( お は 11 て、 第二 と読み替えるものとする。  $\overline{+}$ 兀 第一項の委員会について準に(第四項ロカー 条の二 からニまでを てイ準

③ ② 第 五. 十六条

らニ

イ ∟

掲休三働四条げ暇に者条の 1 暇管理簿並びに第三十四条の二第十五項第四号イからへまでに1において準用する場合を含む。)に規定する議事録、年次有給2者ごとの記録、第二十四条の二の四第二項(第三十四条の二の1条の二の三の二に規定する労働者の労働時間の状況に関する労1条の二の三の二に規定する労働者の労働時間の状況に関する労 のニの 者ごとの記録、第二十四条の二の四第二項(第三十四条の二の三の二に規定する労働者の労働時間の状況に 前 る事 項 0) 規 項に関する対象労働者ごとの記録に  $\mathcal{O}$ 定 は、 第二 第二 十四四 兀 条の二の三 条の二 の 二 第三項 第三 項 第四 ついて準用 第 兀 | 号イ、 뭉 イ 及 第二十 でする。 び 第二十

附 則

る

削

で福祉を確保するごりに規定する労働者に規定する労働者に るための措置とのの場合の労働時間の別の場の項の場のである。 1の実施状況について行うも7間の状況並びに当該労働者2・規定による報告は、同条第 0  $\mathcal{O}$ (健康及項第四

、様式第十四条の1 ならない。 十四号の二の二 の 二 の三により、 三により、所轄労働基準監督署長にしなければ議が行われた日から起算して六箇月以内ごとに法第四十一条の二第二項の規定による報告は

第三十四 の二第一項の委員会について準用する。 兀 条 の 二 の 三 第二 + 四条の二の 厄 0 規定 は 第四 条

Ŧ. + 六

第

匝

3 2 らへまでに掲げる事項に関する対象労働者ごとの記録について準、年次有給休暇管理簿並びに第三十四条の二第十五項第四号イか四条の二の三において準用する場合を含む。)に規定する議事録に関する労働者ごとの記録、第二十四条の二の四第二項(第三十四条の二の三第三項第二号イに規定する労働者の労働時間の状況 用 ら する。 へまでに 前 項 略 0) 規 定 は、 第二 第二号イに規定する労働者の労働時間 + 四条の二の二 |第三項第二号イ及び第二十

附 則

第六十六条の二 は 内ごとに 当 分 0 間 口 第 同 とあ 条 同 るの 項 兀 中 条 は 0 六 筃 0 月以 箇月以内ごとに 五. 第 分内に 項 0 回規 定 及 0 口 び 適 そ 用 とする。 0 に 後 2 1 年 て

間、これらの規定中「五年間」とあるのは、「三年間」とする。第三十四条の二第十五項第四号の規定の適用については、当分のの二の三において準用する場合を含む。)、第二十四条の七及び第二十四条の二の三の二、第二十四条の二の四第三項第四号、第第二十一条 第十七条第二項、第二十四条の二の二第三項第四号、

は、当分の間、これらの規定中「五年間」とあるのは、「三年間条の七及び第三十四条の二第十五項第四号の規定の適用について第二十四条の二の三第三項第二号、第二十四条の二の四第二項(第七十一条 第十七条第二項、第二十四条の二の二第三項第二号、

」とする。

- 7 -